

添付書類チェックシート

◆ 父母・祖父母・義父母・義祖父母 ◆

《共通書類》

※ 当健康保険組合のホームページよりダウンロードし、記入していただく書類

- 添付書類チェックシート
- 健康保険被扶養者(異動)届
- 被扶養者申請理由書

※ お住まいの市区町村で発行してもらう書類

- 世帯全員の住民票(申請月の3か月以内に発行されたもの・続柄入り・マイナンバーなし)
※被保険者との続柄が確認できない場合は戸籍謄本も添付
- 課税(非課税)証明書(最新年度分で申請月の3か月以内に発行されたもの)

>他に扶養義務者がいる場合

- 配偶者または他の扶養義務者(当健康保険組合の被扶養者は除く)の直近の源泉徴収票(写)または確定申告をした際の書類一式(写)(税務署の受領印があるので、マイナンバーの記載部分はマスキングをしてください)

《該当するすべての書類を添付》 ※該当項目に□をしてください

□ 退職した場合

- 雇用保険未加入・受給資格なしの場合………退職日が確認できる書類(写)
(会社が発行した退職証明書等)

□ 今後、失業給付を受給しない……………雇用保険の離職票Ⅰ及びⅡ(写)

□ 失業給付の受給予定の場合……………①雇用保険の離職票Ⅰ及びⅡ(写)
②雇用保険受給資格者証の全ページ(写)
(②は受給開始後、速やかにご提出下さい)

※なお失業給付の基本手当額が3,612円(60歳以上の方は5,000円)以上の場合、
受給開始された時点で被扶養者から外す手続きが必要となります。

□ 失業給付の受給延長予定の場合……………①雇用保険の離職票Ⅰ及びⅡ(写)
②雇用保険受給延長通知書(写)
(②は発行後、速やかにご提出下さい)

□ 失業給付の給付制限期間中の場合……………①雇用保険の離職票Ⅰ及びⅡ(写)
②雇用保険受給資格者証の全ページ(写)

□ 失業給付の受給延長期間中の場合……………①雇用保険の離職票Ⅰ及びⅡ(写)
②雇用保険受給延長通知書(写)

□ 失業給付受給中の場合……………雇用保険受給資格者証の全ページ(写)

※なお失業給付の基本手当額が3,612円(60歳以上の方は5,000円)以上の場合、
扶養要件を満たしていないため、扶養申請は出来ません。

□ 失業給付の受給終了をした場合……………雇用保険受給資格者証の全ページ(写)

- 自営業を廃業した場合**
 - 廃業届(写) または 青色申告の取りやめ届出書(写)(青色申告者)

- 働いている場合**
 - 繼続して勤労収入がある場合
 - ……前年度の源泉徴収票(写) と 直近3か月分の給与明細書(写)
 - 自営業** ……過去3年分の確定申告をした際の書類一式(写)
(税務署の受付印があるので、マイナンバーの記載部分はマスキングをしてください)
 - 契約の変更等に伴い収入が扶養認定の収入基準以下に減少……変更後の雇用契約書(写)

- 年金収入がある場合**
 - 各種公的年金・企業年金・個人年金等……直近の年金振込通知書(写)

- 従来の扶養者との離別・死別等により申請する場合**
 - 戸籍謄本 もしくは 死亡診断書(写)

《上記書類のほかに》

- 障害認定を受けている場合**
 - 障害者手帳(写)

- 被保険者と別居の場合(下記①と②の両方が必要です)**
 - ① 別居世帯全員の住民票
(申請月の3か月以内に発行されたもの・継柄入り・マイナンバーなし)
 - ② 直近3か月分の仕送り証明
 - 振込の場合……預金通帳等(写)
 - 送金の場合……現金書留の控え(写)

※ 現金手渡し、申立てのみでは認められず、「振込依頼人(被保険者)」「受取人(被扶養者)」「金額」「振込日」が確認できる公的証明書等が必要となります。

※ なお、認定審査において、上記書類の確認のみでは不足である場合、別途書類の提出を求めことがあります。